

浦添市てだこホールの利用料金の減額に関する運用基準

平成 19 年 4 月 5 日 教育長決裁
改正 平成 29 年 8 月 2 日
平成 30 年 7 月 30 日
平成 31 年 2 月 4 日
令和 2 年 11 月 4 日

浦添市てだこホールの設置及び管理に関する条例第 17 条第 1 項の各号の規定については、次の基準により運用するものとする。

次の各号に掲げる理由に該当するときは、当該各号に定めるところにより、利用料金を減額することができる。

第 1 号関係 市が主催するとき「9 割以下減額」

減額対象：てだこホール利用料金・附属設備利用料金・空調設備利用料金

本市の行政（教育）機関^{※1}が直接事業を行う場合。学校全体催事でも部活動単位の催事でも構わないが、減額適用は 1 校につき、年間 2 催事までとする。同号による減額申請を行う場合、事業概要等の写しを添付すること。

※1 市、教育委員会、消防本部、水道部、市議会事務局、選挙管理委員会、監査委員会、市立小中学校、市立幼稚園、公立保育所、認定こども園（公立型）
（令和 2 年 11 月 4 日教育長決裁一部改正）

第 2 号関係 市が共催するとき「5 割以下減額」（市外の利用団体の場合は「減額なし」）

減額対象：てだこホール利用料金のみ

「行事の共催等に関する取扱要領（昭和 61 年 9 月 18 日教育長決裁）及び「行事の共催等に関する取扱要領（平成 7 年 5 月 31 日市長決裁）」に基づき共催承認を得た事業を行う場合。利用団体が本号による減額申請を行う場合、共催回答の写しを添付すること。

（令和 2 年 11 月 4 日教育長決裁一部改正）

第 3 号関係 市内に住所を有し、かつ法律に基づく社会福祉団体（保育園、認定こども園（公私連携型）、浦添市母子寡婦福祉会）及び社会教育関係団体（浦添市 PTA 連合会、浦添市婦人連合会）がその事業目的のために使用するとき「5 割以下減額」

減額対象：てだこホール利用料金のみ

本号に該当する「社会福祉団体」とは、法律に基づいて設置または事業を行う公共的な福祉団体で、教育委員会が認めた団体を指す。また、「社会教育関係団体」とは、社会教育法第 10 条に規定する団体で、かつ「浦添市社会教育委員会議」において審議される補助金交付団体を指す。いずれの団体も減額を適用するのは年間 1 催事とする。同号による減額申請を行う場合、事業概要等の写しを添付すること。

（令和 2 年 11 月 4 日教育長決裁一部改正）

第4号関係 第2号、第3号、第5号の事業に限り、リハーサル等のために使用するとき「5割以下減額」（市外の利用団体の場合は「減額なし」）

減額対象：てだこホール利用料金のみ

本号は、てだこホールを使用する予定のある団体が、その催事に向けてのリハーサル等で使用する場合、1回のみ適用とする。なお、催事で使用する本番会場施設のみを対象とする。

（令和2年11月4日教育長決裁一部改正）

第5号関係 学校教育法に規定する市内の学校が教育目的のために使用するとき「5割以下減額」
減額対象：てだこホール利用料金のみ

本号の適用は、1号に該当する市の教育機関を除いた県立高等学校・県立特別支援学校、私立学校を指す。学校全体催事でも部活動単位の催事でも構わないが、減額適用は1校につき、年間2催事までとする。同号による減額申請を行う場合、事業概要等の写しを添付すること。

（令和2年11月4日教育長決裁一部改正）

第6号関係 市が補助金を交付している文化団体（浦添市文化協会、浦添市子ども文化連盟太陽樹、文化財課認定団体）等がその事業目的のために使用する場合「8割以下減額」

減額対象：てだこホール利用料金のみ

「文化団体」とは教育委員会が補助金を交付している団体を指す。文化振興の根幹をなす「浦添市文化協会」は年間2催事、その他の団体においては年間1催事を減額適用する。当該団体がリハーサル等で使用する場合には第4号を適用する。なお、浦添市文化協会の各部会単独の催事には減額は適用しない。同号による減額申請を行う場合、事業概要等の写しを添付すること。

（令和2年11月4日教育長決裁一部改正）

第7号関係 その他指定管理者が特別の理由があると認めるとき「9割以下減額」

減額対象：てだこホール利用料金・附属設備利用料金・空調設備利用料金

同号による減額申請を行う場合、事業概要等の写しを添付すること。

（1）市の行政機関が中心となり組織した実行委員会等の団体が、事業を実施するとき。

（2）その他、市長又は教育長が特に必要と認めるとき。

（令和2年11月4日教育長決裁一部改正）

施行規則 令和3年4月1日（R3.4.1 施設利用日分から適用）